

第7節 郵便・信書便事業

1 郵便事業

(1) 郵便事業関連施設数

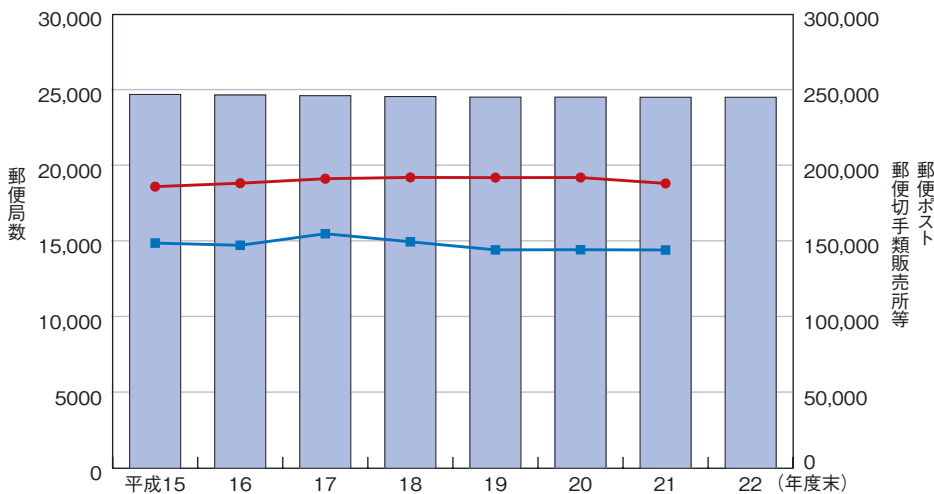
●郵便局数がほぼ横ばいの方、郵便ポスト数及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所数は増加傾向

平成22年度末における郵便局数は、2万4,529局となっている（図表4-7-1-1）。内訳をみると、直営の郵便局（分室及び閉鎖中の郵便局を含む）が2万233局、簡易郵便局（閉鎖中の郵便局を含む）が4,296

局となっている（図表4-7-1-2）。

また、郵便局を、営業中・閉鎖中の別でみると、営業中の局が2万4,137局、閉鎖中の局が392局となっている。なお、閉鎖中の郵便局については、平成23年3月の東日本大震災の影響により一時閉鎖している局を含む。

図表 4-7-1-1 郵便事業の関連施設数の推移



郵便局	24,715	24,678	24,631	24,574	24,540	24,539	24,531	24,529
郵便ポスト	186,200	188,458	191,423	192,300	192,157	192,213	188,326	—
郵便切手類販売所・印紙売りさばき所	148,889	147,410	155,069	149,734	144,383	144,481	144,306	—

※ 平成22年度末の郵便ポスト及び郵便切手類販売所・印紙売りさばき所の数値は集計中

総務省資料により作成

図表 4-7-1-2 郵便局数の内訳（平成22年度末）

								(単位:局)
営業中の郵便局				閉鎖中の郵便局				計
直営の郵便局		簡易郵便局	小計	直営の郵便局		簡易郵便局	小計	
郵便局	分室			郵便局	分室			
20,060	36			4,041	24,137			
								24,529

- ※ 「簡易郵便局」は、委託契約により営業している郵便局
- ※ 「閉鎖中の郵便局」は、一時閉鎖として窓口業務を休止している郵便局
- ※ 「閉鎖中の郵便局」の「直営の郵便局」137局のうち、129局は東日本大震災の影響により一時閉鎖
- ※ 「閉鎖中の郵便局」の「簡易郵便局」255局のうち、61局は東日本大震災の影響により一時閉鎖
- ※ 「閉鎖中の郵便局」の「簡易郵便局」255局のうち、65局においては、移動社員又は渉外社員の出張サービスを実施
- ※ 「営業中の郵便局」の分室36局のうち、2局は、簡易郵便局の一時閉鎖の応急処置として暫定的に設置

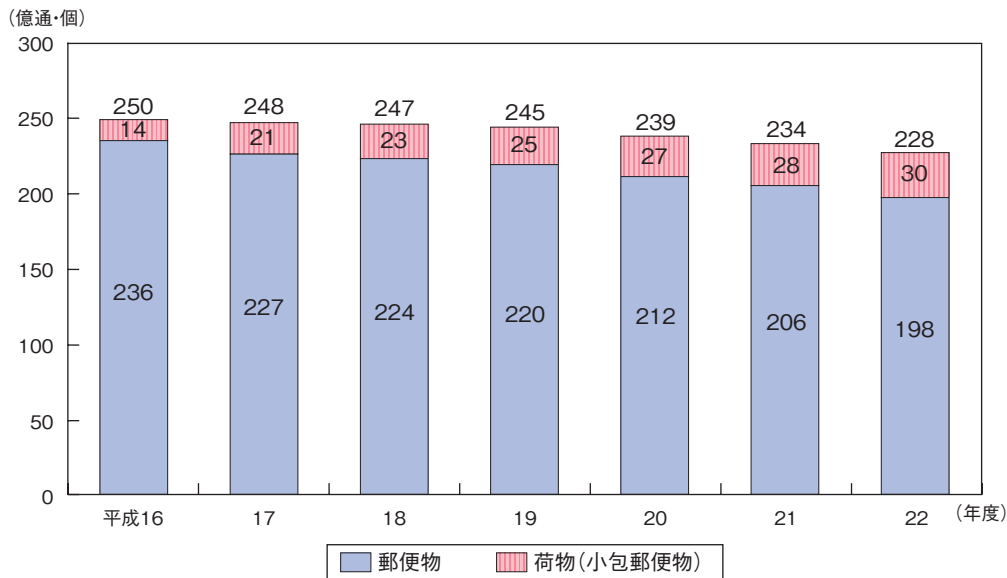
総務省資料により作成

(2) 引受郵便物等物数

●平成 22 年度の引受郵便物数は、荷物を除き減少傾向
平成 22 年度における総引受郵便物等物数は、227 億 8,050 万通・個となっている。内訳は、内国引受郵便物 198 億 1,210 万通、内国引受荷物 29 億 6,840

万個、国際郵便物 5,416 万通となっている（図表 4-7-1-3）。

図表 4-7-1-3 総引受郵便物等の推移



※ 旧郵便法の規定による小包郵便物は、郵政民営化後、貨物自動車運送事業法に基づくサービス（荷物）として提供されている

総務省資料により作成

(3) 郵便事業の財務状況

●平成 22 年度の純利益は、354 億円の赤字
平成 22 年度の郵便事業の純利益は、354 億円の赤字となっている（図表 4-7-1-4）。

図表 4-7-1-4 郵便事業損益（決算）

(億円)									
	平成 15	16	17	18	19 上期	19 下期	20	21	22 (年度)
純利益	263	283	26	18	-756	694	298	-474	-354

※ 平成 15 年度から 19 年度上期までは、日本郵政公社郵便業務の決算（セグメント情報）であり、平成 19 年度下期から 21 年度は、郵便事業株式会社の決算であり、単純には比較できない
※ 平成 15 年度から 19 年度上期までの数値は、純利益額であり、平成 19 年度下期から 21 年度の数値は、当期純利益額（法人税等税引後利益）である
※ 平成 19 年度上期の数値は、整理資源負担金等一括処理額（特別損失）を控除した数値であるなお、郵便事業の場合、年賀葉書販売やお歳暮ゆうパックなどの影響により、年度の下半期の営業収益のウエイトが高いため平成 19 年度上期決算は赤字となっている
※ 平成 21 年度の数値は、宅配便を取り扱う子会社の株式評価損等（特別損失）の影響により、赤字となっている
※ 平成 22 年度の数値は、郵便物数等の収益減、ゆうパック遅配事故等の影響により、赤字となっている

総務省資料により作成

2 信書便事業

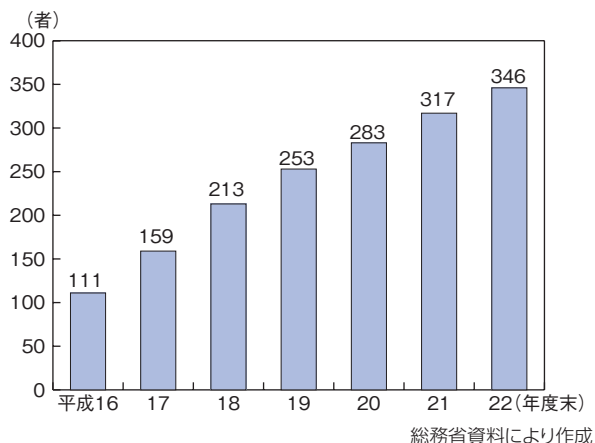
(1) 事業者数

●特定信書便事業者数は、1号役務を主として年々増加する傾向

平成15年4月の民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）施行後、一般信書便事業¹への参入は行われていないものの、特定信

書便事業²への参入は着実に増加しており、平成22年度末現在で346者が参入している（図表4-7-2-1）。また、提供役務の種類別にみると、1号役務での参入が比較的多くみられる（図表4-7-2-2）。

図表 4-7-2-1 特定信書便事業者数の推移



図表 4-7-2-2 提供役務種類別・事業者数の推移（特定信書便事業）

(単位:者)

	平成16	17	18	19	20	21	22(年度末)
1号役務	80	132	176	206	235	263	295
2号役務	48	63	77	96	103	113	120
3号役務	47	73	101	124	141	164	192

※ 複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者とは一致しない
 ・1号役務 長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務
 ・2号役務 信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務
 ・3号役務 国内において、その料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

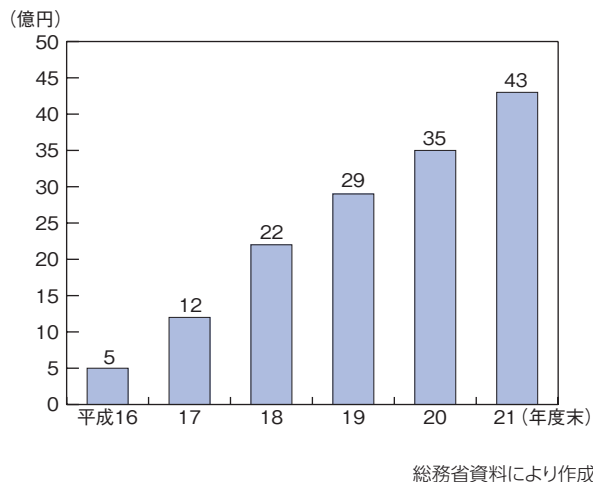
総務省資料により作成

(2) 売上高

●特定信書便事業の売上高は毎年増加しており、平成21年度には43億円に達している

平成21年度の特定信書便事業の売上高は、43億円となっており、対前年度比23%の伸びを示している（図表4-7-2-3）。

図表 4-7-2-3 信書便事業者の売上高の推移



¹ 一般信書便役務を全国提供する条件で、すべての信書の送達が可能となる「全国全面参入型」の事業

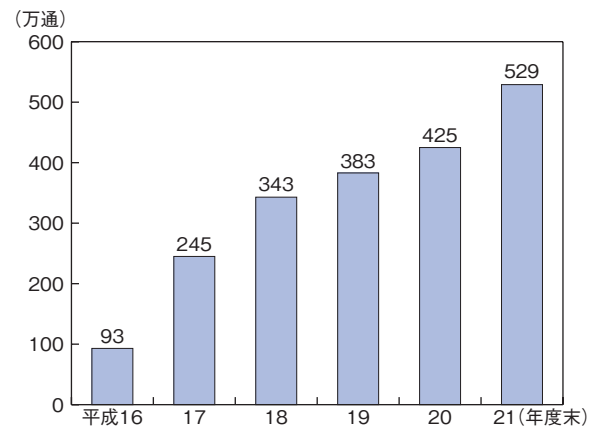
² 創意工夫を凝らした「特定サービス型」の事業。特定信書便役務（1号～3号）のいずれかをみたます必要がある

(3) 取扱実績

●引受信書便物数は毎年増加しており、平成21年度末は529万通

平成21年度の引受信書便物数は、529万通となっており、対前年度比24%の伸びを示している（[図表4-7-2-4](#)）。

図表 4-7-2-4 引受信書便物数の推移



総務省資料により作成